

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

(第 2 1 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年11月19日（金曜日）  
午前10時06分 開会 午前10時49分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	安保友博	議員	副委員長	待鳥美光	議員
委員	菅原満	議員	委員	熊谷二郎	議員
委員	富澤啓二	議員	委員	金井伸夫	議員
委員	松永靖恵	議員	委員	富澤勝広	議員
議長	齊藤克己	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
議事課長補佐	本間修	主査	高橋寛子

◇本日の会議に付した案件

100条委員会の権限付与について

陳情第2号 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情

その他

午前10時06分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、100条委員会の権限付与について、継続審査となっている陳情第2号、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、100条委員会の権限付与についてを議題とします。

お手元に配布してあります、決議案の素案を基に協議したいと思います。お手元に配布してあります決議案をご覧ください、御意見をいただければと思います。御意見のある方は挙手を願います。

菅原委員。

○菅原満委員 手元に決議案があるわけですがけれども、具体的に今後進めていくにあたっての  
手続、手順といった点についてはどのように詰めていくのか、その辺は委員長はどのようにお  
考えになっているのでしょうか。

○安保友博委員長 今後の手続、手順といったことで御質問いただきましたが、この決議案が  
決まったところで、12月定例会でこの決議案を上程し、議会で議決をするという流れになりま  
す。その後、特別委員会を開催して、委員会の中で、今後の進め方を協議して、実際に調査を  
具体的にどのようにやっていくかを詰めていくといった形になると思います。

菅原委員。

○菅原満委員 ということは決議をした後、具体的なことは今後決めていくということですよ  
ね。期間的なものがいつぐらいにどう決めていくのかという見通しはどのようにお持ちでしょ  
うか。教えていただけますでしょうか。

○安保友博委員長 今後の見通しとしては、12月定例会が終わり次第、委員会を開催する形に  
なるかと思いますがけれども、1月に実際に100条調査を行い、2月に提言までまとめて、同時  
並行的にやっていき、できれば年度内ということで、3月定例会には最終報告の提言書を出せ  
るようなスケジュールでやっていければというふうに考えています。あくまで予定です。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 前回の時に流れの中で、参考人を呼んでという話が出たと思いますけれども、  
それについては1月に100条委員会の中で呼び出して、参考人から御意見を伺うということ  
でよろしいんですよね。前回、そういう話があったと思いますが。

○安保友博委員長 証人を呼んで証人尋問を1月にやるということですね。

金井委員。

○金井伸夫委員 証人の対象としては、一応目標としては、現職とOBが中心となると思いますが、現職も含めた形で声をかけるようなことでよろしいのですか。

○安保友博委員長 調査の対象としては、OBに限らず現職も対象となりますので、具体的に誰をお呼びするのかということについては、100条委員会が成立した後に、具体的に協議をしていければと思っています。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 来ていただく手続なんですけれども、今それぞれ来ていただけるかという話をしているのではないかと思うのですが、100条委員会としては必要な話を聞ける方に通知を出して、正当な理由がなければ来ていただかなければいけないわけですよね。その辺の具体的な手続というか、今はまだ100条に行くかどうかという検討の最中なので、行くということで動いているわけなんですけれども、具体的にどのようにしていくのか。例えば、来ていただけそうもない方には、それを出さないのか。それとも、こちらで必要な方にそういう要請をしていき、正当な理由がなければ来ていただく義務があるというところで動いていくのか。その辺が明確ではないので、どういうお考えか伺いたいと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午前10時13分 休憩)

再開します。(午前10時18分 再開)

今の待鳥委員に対する答えとしまして、100条委員会として調査をしなければいけないものについては、証人の方が来ていただけるかどうかに関わらず、調査が必要と認めれば、証人喚問をする、その通知をするということで、委員会としてすべき調査をしていくということで御理解いただければと思っています。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、お手元にあります決議案の項目ごとに見ていきたいと思います。

まず、元和光市職員の不祥事に関することについて、地方自治法第100条の規定に基づく調査を以下のとおり実施するとあります。

まず1項目目、調査事項が(1)から(6)までありますけれども、特別委員会が今まで調査を続けてきた項目をそのまま載せてある形となっています。100条委員会としても調査事項として、これをやるということで、何か御意見があればお願いいたします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 確認なんですけど、(4)と(5)については、今民事訴訟中なんですけれども、98条の調査の中で、これが一番質問ができなかった部分もあったり、答弁がされなかった部分もあったりということで、疑問点が一番多く残っている部分だと思うんですね。これに関しては民事訴訟が進行中ではありますけれども、調査の中に含めて、100条による証人喚問等も行っていくということでよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 これについても先ほどお答えしたように、特別委員会として調査をしなければいけないと認めるものについては、こちら側としては調査をするという方向で考えています。それが裁判を理由に答えられないとかであれば、それは仕方ないことかなと思っていますので、あくまで特別委員会として調査をすべき事項として、問題意識を持って取り組んでいくということで考えています。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、1項目目はこのとおりといたします。

次に、2項目目です。調査権限として、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会に委任する。ただし、地方自治法第98条の調査は引き続き行うものとすると書かれています。こちらは、100条の権限を、今ある委員会に権限として委任していただき、現行の98条の権限は引き続き付与するというので、今後は100条委員会、もしくは98条の権限を同時に持っている委員会として、調査を続けていくということで、そのような意味合いとなっております。何か御意見はございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、3項目目、調査期限として、上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。閉会中も継続審査ということですが、今まで98条でやってきたことと変わらないのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、4項目目、本調査に要する経費は、本年度においては、25万円以内とすると書いてあります。この内訳としては、証人として来ていただく予定の方の費用弁償と、旅費、100条委員会の会議録の考慮の積算で25万円、上限ということですので、本年度の議会費から捻出できる金額ということで計上させていただいておりますが、御意見があればお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 説明で理解いたしますけれども、本年度内においては25万円以内とするということで、100条に関わる調査に関する費用一切を含んでということで、年度内に進行するというので、もしものときに超える場合はどういうふうになるのか確認させていただきたいと思っております。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時23分 休憩）

再開します。（午前10時24分 再開）

経費で、25万円を超えてしまう場合は、改めて決議を本会議で取るということになると思っております。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 100条に関わる委員も、内容についてはこの委員会で取り扱っていくということに関わって、弁護士の報酬との関係はどのようになっていくのか。これは25万円の中に含まれているのか。確認します。

○安保友博委員長 その点については、弁護士の顧問料はこの100条委員会の調査費用ではなくて、あくまで特別委員会の顧問として、既に契約を結び、効力が生じているものですので、100条委員会の費用としては計上していないということになっています。

休憩します。（午前10時25分 休憩）

再開します。（午前10時28分 再開）

先ほど、25万円を超えた場合、再決議という話をしましたが、一点補足をさせていただきたいと思います。今回、スケジュールとして、予定では、3月、年度内に特別委員会としての調査を全て終えたいということがあり、それを前提に100条委員会に移行して、調査をして、必要な調査をするにあたって、25万円を超えることはないだろうという現段階でのもくろみということですから、万が一それを超えるようなことがある、さらなる調査事項が増えてきたとか、そういうことが出てきたときには、さらなる決議が必要だという趣旨で捉えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに御意見はございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ただいま協議した決議案について、改めて読み上げたいと思います。

〔委員長 決議案朗読—添付資料参照—〕

ただいま読み上げた決議案について、このとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、6月、9月の定例会で継続審査となっていた陳情第2号、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情を議題とします。副委員長、朗読をお願いします。

〔副委員長 陳情第2号朗読—添付資料参照—〕

それでは、陳情第2号について審査を行います。御意見のある方は挙手願います。

菅原委員。

○菅原満委員 これ、件名は100条に定められた委員会として開催するというので、理由の中に、不十分な調査では不祥事の実態が市民に明らかにされることは難しいとありますが、98条の事務調査でも相当詳しくやってきたということは前提の上で、事実関係としては民間事業者に対して聞き取れないとか、98条の事務調査ですので、そういったことは98条である程度やってきたということはあるという理解をしています。件名は、100条に定められた委員会として開催するという陳情です。私の考えは以上です。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今まで特別委員会は98条で調査をやり尽くして、かつ、100条に移行しようということで、100条に移行する手続をしているわけですがけれども、そのような意味では陳情者の意見が反映されているというふうに思いますので、必然的にこれは採択という形になるのかなと思います。

○安保友博委員長 ほかに意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて陳情第2号に対する審査を終結します。

陳情第2号の討論、採決を行います。陳情第2号について討論省略に異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ないと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。陳情第2号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、陳情第2号、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情については、採択することに決定しました。

休憩します。（午前10時38分 休憩）

再開します。（午前10時44分 再開）

次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、12月8日、水曜日、本会議終了後、第22回調査特別委員会を開催し、今後の方針について協議を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。日程調整の程、よろしく申し上げます。

本日の案件は以上となります。

金井委員。

○金井伸夫委員 要求資料の件で、皆さんにお諮りしたいのですが、民事訴訟において原告と被告で準備書面を提出しているわけですが、既に準備書面については裁判所で閲覧が可能と聞いておりますので、この準備書面を市に要求したいと思っているのですが、特別委員会として要求したいと思いますので、皆さん賛成いただければと思います。

○安保友博委員長 ただいま金井委員から申し出がありました裁判資料、裁判に関する資料で市が持っているものを改めて資料要求をしたいということですがけれども、これについていかがでしょうか。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 先ほどの金井委員の要求資料の件ですが、賛成です。情報が充実したほうが

分析を含めて、調査に有意義だと判断しています。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 何の準備書面なのですか。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 民事訴訟が今行われていますので、原告と被告でそれぞれ準備書面を出しているわけです。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 両方ということですか。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 当事者なので市が入手していると思います。できるだけ情報を集めるという意味で。民事訴訟は1件だけでも、原告と被告でそれぞれ準備書面を出していると思います。それを要求したい。どういう手続になっているかわかりませんが、民事訴訟は福祉空間と定期巡回を一本化したわけです。出ているものは出してもらいたい。こういう趣旨です。

○安保友博委員長 定期巡回のほうはまだ民事訴訟が提起されていない状況なので、福祉空間のほうの民事訴訟に係る準備書面で、市が保有しているものということで、確認いたします。それを特別委員会として要求するというので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

そのほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前10時49分 閉会



和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博